○財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省令第一号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第五十四条及び第五十五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、使用済指定再資源化製品の自主回収・再資源化事業計画の認定等に関する省令を次のように定める。

令和八年三月二十三日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

使用済指定再資源化製品の自主回収・再資源化事業計画の認定等に関する省令

（自主回収・再資源化事業計画に添付すべき書類）

第一条　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第五十四条第一項の規定により自主回収・再資源化事業計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

二　申請者が個人である場合は、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）

三　申請者（法第五十四条第二項第七号に規定する者がある場合にあっては、当該者を含む。次号及び第四条第一号において同じ。）が第四条第一号イ及びロに適合することを証する書類

四　申請者が法第五十四条第三項第三号イからトまでのいずれにも該当しないことを証する書類

五　使用済指定再資源化製品の収集又は運搬の用に供する施設が第四条第二号イ及びロに適合することを証する書類

六　使用済指定再資源化製品の処分の用に供する施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設に係る次に掲げるいずれかの書類

イ　廃棄物処理法第八条第一項又は第十五条第一項の規定による許可（廃棄物処理法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けていることを証する書類

ロ　廃棄物処理法第九条の八第一項又は第十五条の四の二第一項の規定による認定（廃棄物処理法第九条の八第六項（廃棄物処理法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。第四条第三号ハ(2)において同じ。）の規定による認定を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による認定）を受けていることを証する書類

ハ　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）第十一条第一項又は第十七条第一項の規定による認定（再資源化事業等高度化法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による認定を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による認定）を受けていることを証する書類

七　使用済指定再資源化製品の処分の用に供する施設が第四条第三号イ、ロ、ニ及びホに適合することを証する書類

八　自主回収・再資源化事業として使用済指定再資源化製品の再使用（使用済指定再資源化製品の全部又は一部を、指定再資源化製品の全部若しくは一部として再度使用し、又は利用する者に有償若しくは無償で譲渡することをいう。）を行う場合において、当該再使用が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し

（自主回収・再資源化事業計画の記載事項）

第二条　法第五十四条第二項第十号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　自主回収・再資源化事業を行おうとする区域

二　自主回収・再資源化事業において再資源化を実施する使用済指定再資源化製品の種類及び認定後一年間に再資源化される見込みの使用済指定再資源化製品の種類ごとの重量

三　使用済指定再資源化製品の再資源化により得られる物の利用者及び利用方法

四　自主回収・再資源化事業において廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準又は廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

五　法第五十四条第二項第七号に規定する者がある場合には、当該者の住所（法人にあっては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。第五条第四号において同じ。））

2　法第五十四条第二項第七号に規定する者に関する情報について、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により、主務大臣が直ちに当該情報を確認することができる措置の有無及び当該措置が講じられている場合には、その内容を付記するものとする。

（自主回収・再資源化事業の内容の基準）

第三条　法第五十四条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　使用済指定再資源化製品の収集から再資源化により得られる物の利用までの一連の行程が明らかであること。

二　使用済指定再資源化製品を相当程度自主回収するものであること。

三　収集した使用済指定再資源化製品に含まれる資源を相当程度再資源化するものであること。